

# 令和5年度京都府多様な再生可能エネルギー普及促進事業補助金 募集の手引き

京都府では、脱炭素社会の実現を目指し、多様な再生可能エネルギーの普及を促進するため、府内に小水力発電設備、太陽熱利用設備又は木質バイオマスボイラーを設置して、再生可能エネルギーの導入等を行う事業に対して、補助金を交付します。

**申請受付期間：令和5年5月8日（月）から予算額に達するまで**

※ ただし、令和6年2月29日（木）までに補助事業が完了するものに限りです。

## 1 補助対象事業 小水力発電設備設置事業

### （1）補助対象事業の内容

次に掲げる要件の全てを満たすもの。

- ア 府内に未使用の小水力発電設備（\*1）を新たに設置する事業
  - イ アの小水力発電設備を設置する土地又は建物について所有権その他の当該事業の実施に必要な権原を有する者（\*2）が行うもの
- （\*1）小水力発電設備とは、水力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、出力が1kW以上1,000kW以下のものをいう。
- （\*2）例：賃借等により設置の権原を有している者等（以下同じ。）

### （2）補助対象経費

設備費及び工事費

### （3）補助額等

補助額：補助対象経費の1／5以内の額

補助限度額：400万円

## 太陽熱利用設備設置事業

### (1) 補助対象事業の内容

次に掲げる要件の全てを満たすもの。

ア 府内に未使用の太陽熱利用設備（\*3）（太陽集熱器（\*4）の総面積が5㎡以上のもの）を新たに設置する事業

イ アの太陽熱利用設備を設置する土地又は建物について所有権その他の当該事業の実施に必要な権原を有する者が行うもの

（\*3）太陽熱利用設備とは、太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びその附属設備をいう。

（\*4）JIS A4112に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。

### (2) 補助対象経費

設備費及び工事費

### (3) 補助額等

補助額：補助対象経費の1/3以内の額

補助限度額：400万円

## 木質バイオマスボイラー設置事業

### (1) 補助対象事業の内容

次に掲げる要件の全てを満たすもの。

ア 府内に未使用の木質バイオマスボイラー（\*5）を新たに設置する事業

イ アの木質バイオマスボイラーを設置する土地又は建物について所有権その他の事業の実施に必要な権原を有する者が行うもの

（\*5）木質バイオマスボイラーとは、木質バイオマス又は木質バイオマスを原材料とする燃料（例：木質チップ、木質ペレット等）を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びその附属設備をいう。

### (2) 補助対象経費

設備費及び工事費

### (3) 補助額等

補助額：補助対象経費の1/5以内の額

補助限度額：400万円

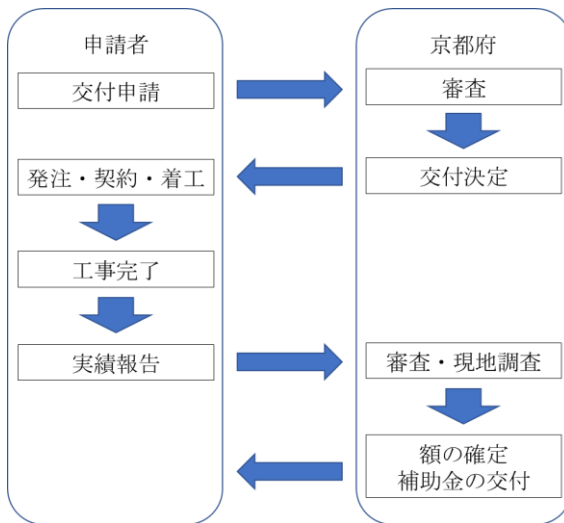
## 2 申請方法等（共通）

### （１） 交付申請期間

令和５年５月８日（月）から予算額に達するまで

※ 令和６年２月２９日（木）までに補助事業が完了するものに限りです。

### （２） 事業の流れ



※ 交付決定前に、事業着手（発注・契約・着工等）したものは補助対象外。

### （３） 申請書類等

#### ア 交付申請時

（ア） 交付申請書（要綱別記第１号様式）

（イ） 事業計画書

（ウ） 事業収支予算書

（エ） その他知事が必要と認める書類

- 定款その他の基本約款を記載した書類
- 申請の日に属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 設備の設置に係る土地又は建物について事業の実施に必要な権原を有していることを証する書類  
（土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、設備の設置に係る土地等の所有者の承諾書（参考雛形）等）
- 申請者が暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 交付申請額の根拠となる書類  
（見積書等）
- 導入する設備の内容が分かる書類  
（設置場所を確認できる図面、仕様書又はカタログ等）

- その他審査にあたって必要な書類

#### イ 実績報告時

(ア) 実績報告書（要綱別記第4号様式）

(イ) 事業実施報告書

(ウ) 事業収支決算書

(エ) その他知事が必要と認める書類

- 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（発注書・請書等の写し）
- 設備の設置完了が分かる書類（納品書・工事完了書の写し、設置状況を確認できる写真等）
- 経費の支払いを確認できる書類（請求書・振込依頼書・領収書等の写し）
- その他審査にあたって必要な書類

※ 様式は、京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課のホームページからダウンロード頂けます。

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/energy/tayo.html>

#### (4) 実績報告書の提出期限

- ・補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日
- ・令和6年3月15日（金）

のいずれか早い日まで

#### (5) 申請書類等の提出先

次の提出先に持参または郵送にて提出してください。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

※ 郵送で送付する場合は、事前に京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

(TEL:075-414-4298) に御連絡下さい。

### 3 その他、留意事項

- ・応募にあたっては、この手引きのほか、「京都府多様な再生可能エネルギー普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「補助金等の交付に関する規則」も併せてご確認ください。
- ・補助事業者は、法令・条例・規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金の交付目的に従って、誠実に補助事業を行わなければなりません。
- ・補助事業者は、補助金の交付申請にあたって提出した申請書等に記載した事項を変更する場合又は補助事業を中止・廃止する場合には、あらかじめその承認を受けなければなりません。
- ・補助事業者は、法令等及び補助金の交付決定内容等に従い、善良な管理者の注意をもって、補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはなりません。
- ・補助事業者が、補助金を他の用途に使用したり、補助事業に関して法令等及び補助金の交付決定内容等に違反したりしたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。  
また、京都府暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対しては、補助金等を交付せず、補助事業者が暴力団員等となったときは、補助金の交付決定を取り消します。
- ・補助事業者は、補助事業により取得等した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。